

商品名	<ul style="list-style-type: none"> 退職金専用『しがぎん』ツインプラン ※「定期預金」と「投資信託」を同時に預入れ・購入いただくと「定期預金」の当初期間のみ、特別金利を適用します。 ※金融環境の変化等により、予告なく商品内容、条件を変更または中止することがあります。
申込総額 (定期預金と投資信託の総額)	<ul style="list-style-type: none"> 300万円以上1億円以下 定期預金は申込総額の50%以下、投資信託は申込総額の50%以上です。 退職金の受取額範囲内に限ります。
利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 退職金受取後2年以内の個人のお客さま(満20歳以上の方)
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職金による預入に限りします。 退職金の受取日から2年以内の申込みに限りします。 ライフプランの相談(アンケートに回答)をいただいた方に限りします。 利用はお一人さま1回に限りします。 退職金を確認できる資料として退職金受取口座の預金通帳または退職所得の源泉徴収票をお持ちください。 退職者本人さまのみ利用いただけます。
定期預金に関するご説明	
定期預金の期間	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金 3ヵ月および1年ものに限りします。 (満期後はスーパー定期<単利>・大口定期預金にて自動継続となります。)
定期預金の預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 当行の国内本支店の窓口で預入れできます。 新大阪支店、三重支店、草津市役所出張所および代理店は除きます。 ※ATMならびにテレホンバンキング、インターネットバンキングでの預入れはできません。 同時に購入いただく投資信託の金額以下となります。 1円単位
定期預金の払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 当行の国内本支店窓口(原則として取扱店に限りします)で満期日以降に元金と利息を払い戻します。
定期預金の利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> 3ヵ月定期 年5.00%(税引後 年3.98425%) 1年定期 年1.30%(税引後 年1.035905%) ※上記の金利は当初期間のみの適用となり、満期後は店頭表示金利にて継続します。 ※上記適用金利は金利環境の変化等により今後変更する場合があります。 ※金利については、店頭で問い合わせください。 満期日以後に一括して支払います。

<p>(3) 計算方法 (4) 計算例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年を 365 日とする日割により計算します。(付利単位は 1 円) ・ 3 ヶ月定期の場合 例えば 150 万円を預入の場合、3 ヶ月間 (3 ヶ月を 90 日と仮定) で得られる利息は次のとおりです。 $150 \text{ 万円} \times 5.00\% \times 90 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 18,493 \text{ 円 (税引前利息)}$ $18,493 \text{ 円} - 3,756 \text{ 円 (税金)} = 14,737 \text{ 円 (税引後利息)}$ ・ 1 年定期の場合 例えば 150 万円を預入の場合、1 年間で得られる利息は次のとおりです。 $150 \text{ 万円} \times 1.30\% = 19,500 \text{ 円 (税引前利息)}$ $19,500 \text{ 円} - 3,961 \text{ 円 (税金)} = 15,539 \text{ 円 (税引後利息)}$
<p>定期預金の税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉分離課税 (国税 15.315%、地方税 5%)
<p>定期預金に関する手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
<p>定期預金に付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の担保とすることができます。(総合口座による当座貸越) なお、貸越利率は、担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率です。 ・ マル優の取扱いができます。
<p>定期預金の中途解約時の取扱い</p>	<p>スーパー定期預金<単利型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て。なお中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。) により計算した利息とともに払い戻します。 預入期間 6 ヶ月未満 解約日における普通預金利率 預入期間 6 ヶ月以上 約定利率×50% <p>大口定期預金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入日の 6 ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金利率 ② 預入日の 6 ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次の A. および B. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。(ただし、中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。) A. 約定利率×70% $\text{(基準利率 - 約定利率)} \times \text{(約定日数 - 預入日数)}$ B. 約定利率 - $\frac{\text{(基準利率 - 約定利率)} \times \text{(約定日数 - 預入日数)}}{\text{預入日数}}$ <p>ただし、B. の算式により計算した利率が約定利率に 10% を乗じた利率を下回るときは、約定利率に 10% を乗じた利率とします。</p> <p>(注) 基準利率は、店頭で問い合わせください。 (注) 約定利率とは、本商品の適用利率となります。</p> <p style="text-align: center;">3 ヶ月定期 年 5.00% (税引後 年 3.98425%) 1 年定期 年 1.30% (税引後 年 1.035905%)</p>

定期預金の その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金と投資信託の取引店は同じ店舗に限ります。 ・定期預金と投資信託は同時に申込みいただきます。 ・定期預金と投資信託は同一人名義となります。 ・退職金専用『しがぎん』ツインプランから、『しがぎん』退職金スペシャルプランへの預け替えはできません。
定期預金に関する 預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象となります。 (1人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)
投資信託に関するご説明	
ご購入いただける 投資信託の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・各種投資信託から選択いただけますが、一部対象とならない投資信託があります。 ・対象の投資信託につきましては当行本支店の窓口まで、問い合わせください。
投資信託のご購入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・購入金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税含む）は、同時に預入れいただく定期預金の金額以上とさせていただきます。
投資信託に関する 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。 ・手数料の合計額は次の手数料の合計です。 <ul style="list-style-type: none"> ①申込手数料（申込代金の最大 3.85%[税込]） ②運用管理費用（信託報酬）（純資産総額に対し最大年 2.42%[税込]） ③信託財産留保額（換金時の基準価額の最大 0.5%） ④その他の費用（監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その全額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。）
投資信託についての 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。 ・投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。 ・投資信託の基準価額は組入有価証券（株式・債券等）等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動（為替変動リスク）により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。 ・投資信託のご購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」等により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。 ・購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ・投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。

登録金融機関 株式会社 滋賀銀行
近畿財務局長（登金）第 11 号
所属協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

定期預金に関する指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

投資信託に関するお客さまからの苦情および紛争の解決については次の機関等もご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品斡旋相談センター

電話番号 0120-64-5005